

税制優遇について

2013年7月2日以降にCS神戸へご寄附(賛助会費含む)をいただいた場合、寄附者の皆さまは寄附金控除等、税制優遇上の優遇措置を受けることができます。寄附金控除の対象は、次の3種類です。

1. 個人が寄附される場合

CS神戸では賛助会費も「寄附」の扱いとさせていただきます。

(1) 所得税からの控除

個人が認定NPO法人に寄附をした場合、下記の①②のうち、どちらかメリットの大きい方を選択できます。

① 税額控除方式

寄附金のうち、2,000円を超える額の40%が所得税から控除されます。その金額の所得税が還付されます。
※所得税額の25%が限度です。

② 所得控除方式

寄附金のうち、2,000円を超える額が所得から控除されます。その金額の所得税が還付されます。
※総所得額の40%が限度です。

(2) 住民税からの控除

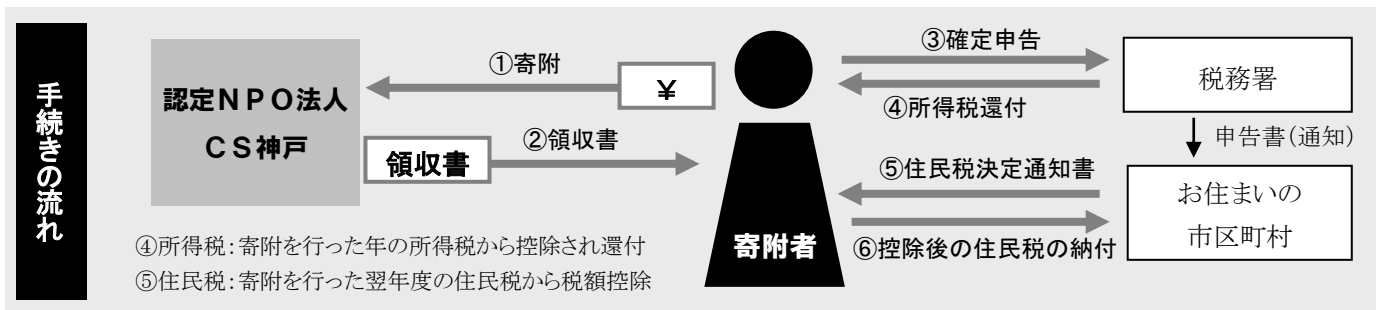
神戸市民の方がCS神戸へ寄附いただいた場合、2,000円を超える額の10%が個人住民税から控除されます。

■計算例(神戸市にお住まいの方で所得税率10%の方が3,000円、100,000円を寄附された場合)

最大約50%が
税金から控除

	例1: 寄附額 3,000 円の場合		例2: 寄附額 100,000 円の場合	
	税額控除方式	所得控除方式	税額控除方式	所得控除方式
所得税	$(3,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 400 \text{ 円}$ ※所得税額の25%が限度	$(3,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 100 \text{ 円}$ ※総所得額の40%が限度	$(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 39,200 \text{ 円}$ ※所得税額の25%が限度	$(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 9,800 \text{ 円}$ ※総所得額の40%が限度
個人住民税	神戸市民税 $(3,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 100 \text{ 円}$		神戸市民税 $(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 9,800 \text{ 円}$	
控除合計	所得税 400 円 + 住民税 100 円 = <u>500 円</u>	所得税 100 円 + 住民税 100 円 = <u>200 円</u>	所得税 39,200 円 + 住民税 9,800 円 = <u>49,000 円</u>	所得税 9,800 円 + 住民税 9,800 円 = <u>19,600 円</u>

※所得税額が0円の場合、住民税のみの寄附金控除も可能です。詳しくはCS神戸事務局までお問い合わせください。



2. 法人が寄附される場合

法人がCS神戸に対して寄附をした場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。(損金算入が認められている寄附金の額は、他の認定NPO法人や公益財団等に対する寄附金の額とあわせて計算されます)

(1) 一般寄附金の損金算入限度額の計算式 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

(2) 特別損金算入限度額の計算式 $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

※(1)と(2)を合計が損金算入額となります。但し、事業年度が1年未満である場合には計算式が異なります。

3. 相続・遺贈による寄附の場合

認定NPO法人へのご寄附は、相続税の課税から除外されます。(ただし、相続税の申告期限内に限ります)

お
ね
が
い

- 控除の手続きにはCS神戸が発行する「寄附金受領証明書」が必要です。ご寄附を確認させていただいた後、送付いたしますので、確定申告時等にご提示ください。
- 住民税につきましては、各都道府県・市区町村で取り扱いが異なります。神戸市外にお住まいの方は、CS神戸事務局(078-841-0310)までお問い合わせください。またその他手続きにつきましては不明な点はお気軽にお問い合わせください。(担当:飛田)